

令和5年度第3回
朝霞市都市計画審議会議事録

令和5年11月29日

都市建設部 まちづくり推進課

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	朝霞市都市計画審議会（第3回）	
開催日時	令和5年11月29日（水） 午後 3時00分から 午後 5時15分まで	
開催場所	朝霞市役所 別館5階 大会議室（奥）	
出席者及び欠席者の職・氏名	別紙のとおり	
議題	別紙のとおり	
会議資料	別紙のとおり	
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
傍聴者の数	なし	
その他の必要事項	なし	

令和5年度第3回

朝霞市都市計画審議会

令和5年11月29日(水)
午後3時00分から
午後5時15分まで
市役所 別館5階 大会議室(奥)

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

議案第1号 朝霞市都市計画マスタープランの策定について

議案第2号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について(諮問)

4 その他(報告事項)

報告事項第1号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について

報告事項第2号 内間木公園拡張整備等基本構想(案)について

報告事項第3号 公園整備事業について

5 閉 会

出席委員(10人)(代理出席1人)

会 長	学識経験者	都市計画分野	須 永 大 介
職 務 代 理 者	学識経験者	商工分野	川 端 登
委 員	学識経験者	建築分野	大 橋 純
委 員	関係行政機関	交通分野	村 上 崇
			(代理 山口委員)
委 員	市議会議員		須 田 義 博
委 員	市議会議員		田 原 亮
委 員	市議会議員		原 田 公 成
委 員	市議会議員		田 辺 淳
委 員	公募市民		岡 田 一 成
委 員	公募市民		宮 崎 葉 瑠 花

欠席委員（４人）

委 員	学識経験者 農業分野	高 橋 隆
委 員	学識経験者 環境分野	松 村 隆
委 員	関係行政機関 都市計画分野	小 川 裕 嗣
委 員	市議会議員	駒 牧 容 子

臨時委員（７人）

臨 時 委 員	内間木地域	大 貫 利 巳
臨 時 委 員	北部地域	鈴 木 幸 夫
臨 時 委 員	西部地域	葭 原 克 浩
臨 時 委 員	南部地域	神 谷 武 志
臨 時 委 員	東部地域	森 部 由 紀 子
臨 時 委 員	社会福祉協議会	渡 辺 淳 史
臨 時 委 員	自治会連合会	松 尾 哲

欠席臨時委員（１人）

臨 時 委 員	埼玉大学	小 嶋 文
---------	------	-------

事務局（１８人）

事 務 局	都市建設部長	山 崎 明日香
事 務 局	審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長	宇 野 康 幸
事 務 局	都市建設部次長兼開発建築課長	村 沢 敏 美
事 務 局	政策企画課長	櫻 井 正 樹
事 務 局	みどり公園課長	大 塚 繁 忠
事 務 局	道路整備課長	深 澤 朋 和
事 務 局	まちづくり推進課主幹兼課長補佐	高 橋 俊 朗
事 務 局	みどり公園課長補佐	松 下 俊 一
事 務 局	開発建築課専門員兼開発指導係長	中 村 秀 樹
事 務 局	まちづくり推進課都市計画係長	濱 野 孝 雄
事 務 局	まちづくり推進課区画整理係長	四 方 田 洋 子

事	務	局	みどり公園課みどり公園係長	高	橋	大	輔
事	務	局	道路整備課用地係長	宮	地	和	歌
事	務	局	道路整備課道路施設係長	鈴	木	正	樹
事	務	局	まちづくり推進課都市計画係主任	村	岡		拓
事	務	局	まちづくり推進課都市計画係主事	米	満	智	志
事	務	局	みどり公園課みどり公園係主事	菊	地	理	浩
事	務	局	みどり公園課みどり公園係主事	伊	藤	勇	世

会議資料

- ・令和5年度第3回朝霞市都市計画審議会 次第
- ・議案第1号 朝霞市都市計画マスタープランの策定について
- ・議案第2号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（諮問）
- ・報告事項第1号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（経過報告）
- ・報告事項第2号 内間木公園拡張整備等基本構想（案）について
- ・報告事項第3号 公園整備事業について（経過報告）
- ・傍聴要領
- ・委員名簿
- ・臨時委員名簿
- ・議案第1号関連資料 第6次朝霞市総合計画策定方針、「あさかの未来を話そう」ちらし

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第3回朝霞市都市計画審議会を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

会議録作成のため、発言の際にマイクを使用させていただきますので、よろしく願いいたします。

本日の審議に先立ちまして、新たに、朝霞市都市計画マスタープランの策定について審議する際の臨時委員の皆様にも御参加いただくこととなりましたので、御報告させていただきます。

また、臨時委員の皆様におかれましては、御審議いただく議題は、議案第1号のみとなります。議案第1号の審議が終わりましたら、席の移動をお願いいたします。

また、朝霞警察署交通課長が人事異動に伴い、佐々木様から村上様に変更されましたので、本審議会委員の委嘱を行いましたことを御報告させていただきます。

今回の出席委員でございますが、臨時委員含めた総数22人中16人、臨時委員を除いた総数14人中8人でございますので、共に朝霞市都市計画審議会条例第6条に定める開催定足数を満たしていることを御報告申し上げます。

なお、朝霞市農業委員会会長の高橋委員、朝霞市環境審議会会長の松村委員、朝霞県土整備事務所長の小川委員、朝霞警察署の村上委員、市議会議員の駒牧委員、臨時委員の小嶋委員におかれましては、本日所用のため、欠席の御連絡を事前に頂いており、朝霞警察署の村上委員の代わりに、山口様に代理出席いただいておりますので、御報告させていただきます。

なお、代理出席者につきましては、審議会の定足数に含めない、議決権を付与しない、謝金及び旅費を支給しないことを要綱で定めておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

それでは、審議会の開会に当たりまして、都市建設部長の山崎から挨拶申し上げます。

◎2 挨拶

○事務局・山崎都市建設部長

皆さん、こんにちは。

都市建設部長をしております山崎と申します。

本日は、御多用の中、令和5年度第3回朝霞市都市計画審議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本日の審議会は、議案が2件、報告事項が3件ございます。

議案第1号は、朝霞市都市計画マスタープランの策定についてでございます。この議案につきましては、今回からは臨時委員の皆様にも御参画をいただきまして、今後のスケジュール等について御説明をさせていただきまして、皆様に御審議いただきたいと考えてございます。

議案第2号は、生産緑地地区の6地区の変更について御審議をいただくものです。

報告事項第1号につきましては、生産緑地地区の変更について、今後の審議に当たり経過報告をさせていただきます。

また、報告事項第2号につきましては、内間木公園拡張整備等基本構想（案）について。

報告事項第3号につきましては、公園整備事業について御報告をさせていただきます。

本日の審議会におきましても、委員の皆様の慎重なる御審議と、議事の円滑な進行に御協力をお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

都市計画審議会条例第5条に基づき、会議の進行は会長が行うこととされております。

つきましては、審議会の進行を須永会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○須永会長

皆様、改めましてこんにちは。

お集まりいただきまして、ありがとうございます。

では、これから都市計画審議会の方を進めてまいりたいと思います。

審議に先立ち、本日の会議資料の確認をまず事務局からお願いいたします。

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

本日の会議資料について確認させていただきます。

あらかじめ送付させていただきました資料が、審議会の次第。こちら1枚になります。

議案資料といたしまして、「議案第1号 朝霞市都市計画マスタープランの策定について」「議案第2号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（諮問）」。

議案第2号以降のものに関しましては、通常の審議会の委員の方のみに送付してございます。

続きまして、「報告事項第1号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について」「報告事項第2号 内間木公園拡張整備等基本構想（案）について」「報告事項第3号 公園整備事業について」。

また、本日お手元にお配りしました資料として、傍聴要領が1枚、委員名簿が1枚。それから臨時委員名簿が1枚。「議案第1号 朝霞市都市計画マスタープランの策定について」のこちら1枚になるんですけど、3枚目の差し替えの資料を1枚。それから、議案第1号の関連資料といたしまして、「第6次朝霞市総合計画策定方針」とちらし。報告事項第3号、公園整備事業の資料、こちらまるまる差し替えをよろしくお願いいたします。

なお、臨時委員の皆様には、議案第1号に関する資料のみ配付しておりますので、よろしくお願いいたします。

資料は、おそろいでしょうか。

確認は、以上です。

○須永会長

櫻井課長、お願いいたします。

○事務局・櫻井政策企画課長

政策企画課の櫻井と申します。

私は、今回こちらで議論いただきます都市計画マスタープランと連携しながら策定を進めます「第6次朝霞市総合計画」という計画の担当課の課長をしております。

今日、机上に「第6次朝霞市総合計画策定方針」とカラーのちらし、計2種類配付させていただきました。

策定方針の方につきましては、「第6次朝霞市総合計画」の策定の考え方や体制、スケジュール等を記載してございますので、後ほど目を通していただけたらと思います。

もう1枚、カラーの方ですね、「「あさかの未来を話そう」参加者募集！」というちらしになりますが、こちら来年の1月20日土曜日の午後を予定しております。第6次朝霞市総合計画を作るために、朝霞市をどんなまちにしていきたいかということで、参加者の皆さんと一緒に考える市民ワークショップを開催する予定でございます。意見交換をしながら、朝霞市の良いと思うところや、朝霞市の未来について考えていきたいと思っております。事前申込不要ですので、当日、御都合よければ、是非とも参加していただきたいと思っております。

資料の説明については、以上になります。

○須永会長

ありがとうございます。

それでは、これから審議の方に入ってまいりたいと思っておりますが、審議の前に、今回から出席いただく方もいらっしゃるかと思いますので、簡単に自己紹介をしていければと思います。

まず、私の方から順番に時計回りをお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

では、着座にて失礼いたします。

私、都市計画審議会の会長を務めさせていただいております、須永と申します。よろしくお願いいたします。所属は、麗澤大学というところにおりまして、専門は都市計画、それから都市交通計画でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○川端委員

朝霞市商工会の川端と申します。よろしくお願いいたします。

○須田委員

1号委員、朝霞市議会議員の須田でございます。よろしくお願いいたします。

○田辺委員

朝霞市議会議員の田辺と申します。よろしくお願いいたします。

○宮崎委員

公募市民の宮崎と申します。よろしくお願いいたします。

○山口委員

朝霞警察署交通課の山口と申します。よろしくお願いいたします。

○神谷臨時委員

今回から初参加の、臨時委員の神谷と申します。よろしくお願いいたします。

○森部臨時委員

同じく、臨時委員の森部と申します。よろしくお願いいたします。

○鈴木臨時委員

同じく、臨時委員の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

○大貫臨時委員

今日から参加します、臨時委員の内間木地区を代表しています大貫と申します。よろしくお願いいたします。

○葭原臨時委員

同じく、臨時委員、ちょっと難しい字を書きますけれど葭原といいます。よろしくお願いいたします。

○渡辺臨時委員

臨時委員の社会福祉協議会の渡辺と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○松尾臨時委員

臨時委員として出席させていただきます、朝霞市自治会連合会会長の松尾哲と申します。よろしくお願いいたします。

○岡田委員

公募市民の岡田です。よろしくお願いします。

○田原委員

市議会議員の田原と申します。よろしくお願いいたします。

○原田委員

市議会議員の原田と申します。よろしくお願いします。

○大橋委員

埼玉建築士会県南支部長の大橋です。よろしくお願いします。

○須永会長

ありがとうございました。

◎3 議題 議案第1号 朝霞市都市計画マスタープランの策定について

○須永会長

では、これから審議の方に入ってまいりたいと思います。

本日の議案ですけれども、審議事項の議題は、「議案第1号 朝霞市都市計画マスタープランの策定について」「議案第2号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について」でございます。

それでは、「議案第1号 朝霞市都市計画マスタープランの策定について」、事務局からお願いいたします。

村岡主任、お願いします。

○事務局・村岡まちづくり推進課都市計画係主任

都市計画マスタープランの策定について説明させていただきます。

今回から会議に御参加いただいている方もいらっしゃいますので、前回までと重複した説明があることをご了承ください。

当市では、現行の都市計画マスタープランの計画期間が令和7年度で終期を迎えることから、次期マスタープランの策定作業に着手したところです。

都市計画マスタープラン策定支援委託業務を株式会社国際開発コンサルタントが受託することになりましたので、御紹介いたします。どうぞよろしくお願いします。

では、資料の「(1) 都市計画マスタープラン検討体制について」の「①検討体制(案)」と、「② 都市計画審議会での審議の進め方について」、御説明させていただきます。

マスタープランは、この都市計画審議会に随時意見聴取を行いながら、都市計画マスタープラン

庁内検討委員会と連携しながら検討を進めてまいります。

また、アンケートやワークショップ、都市計画審議会に市民委員の方々に御参加いただく等の方法により、市民からの意見を取り込んだ計画といたします。

ここで、資料の「③都市計画審議会委員構成（案）」を御覧ください。

先ほど御紹介がありましたとおり、本日から現行のマスタープラン策定時の委員構成を踏まえまして、市内を黒目川、新河岸川、東武東上線で暫定的に5地域に分けた地域区分からお一人ずつ御参加いただいております。今後の検討において、地域区分に変更がある場合につきましては、必要に応じて臨時委員を追加させていただきます。

また、自治会連合会の松尾会長、社会福祉協議会の渡辺理事、本日は御欠席ですが、埼玉大学の小嶋准教授に臨時委員として御参加いただいております。

臨時委員の方につきましては、マスタープランに係る審議にのみ御参画いただきます。そのため、マスタープランに係る議題を会議の冒頭に議論することや、マスタープランに係る審議のみを行う都市計画審議会を開催する等の工夫をしております。

なお、臨時委員以外にも、必要に応じて都市計画審議会や庁内検討委員会に関係者をお呼びし、意見をお伺いするなどの対応も検討してまいります。

同時期に策定作業を進めている「第6次総合計画」と連携及び整合を図りながら都市計画マスタープラン（案）を作成し、諮問、答申を経て策定といたします。

次に「(2)朝霞市都市計画マスタープラン策定スケジュール（案）」を御覧ください。

最上段が都市計画審議会の予定ですが、令和5年度に2回の審議会を開催し、令和6年度、令和7年度には、それぞれ4回の会議を開催する予定です。

予定している各審議会の議題案は、四角の枠のとおりとなっておりますが、都市計画審議会での議論を踏まえ、適宜修正等を行いながら取りまとめを行い、令和7年度末には、(案)の諮問及び答申、策定、公表と進めてまいります。

3段目の市民参画についてですが、来年度以降、通年での意見募集やワークショップ、説明会などの実施を予定しております。

本日は、検討体制及び策定のスケジュールについて御審議いただければと思います。

以上です。

○須永会長

ありがとうございました。

ただいま議案の説明が終了いたしましたので、審議に入りたいと思います。

本議案につきまして、何か御意見、御質問などございますでしょうか。

岡田委員、お願いします。

○岡田委員

都市計画マスタープランというのは、何年に1回策定するんですって。

○須永会長

濱野係長、お願いします。

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

現行のマスタープランの方の期限が、20年間となっております。今回、皆様の方に策定していただくこちらの都市計画の基本方針、マスタープランですけれども、こちらもおおよそ20年先を見据えた期間で設定させていただきたいと考えております。

以上です。

○岡田委員

ということは、20年というと令和7年から令和27年までのプランを策定するための、これから審議を進めていくということになるわけですね。

○須永会長

濱野係長、お願いします。

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

現行のマスタープランが、令和7年度末までの計画となっておりますので、令和8年度から先20年の計画を想定しております。

以上です。

○岡田委員

はい、分かりました。かなり長期の期間のプランを策定すると、なかなか私なんか素人には見通しづらいようなお話になると思います。それと関連してなんですが、審議会委員の任期ですが、それぞれ1号から4号まで、任期にずれがあるんじゃないかなと思うのですが、その確認をお願いします。

○須永会長

濱野係長、お願いします。

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

現行の都市計画審議会の委員の皆様の任期が、今年度末、令和6年の3月31日までとなっております。来年度、令和6年度からまた新たな委員に参加いただこうかと考えています。臨時委員の皆様につきましては、こちらのマスタープランの策定、最後まで関わっていただけるような形で

任期の方を設定させていただいています。

以上です。

○岡田委員

ということは、全員基本的に1号から4号までの委員については、来年の3月末で任期満了ということになるかと思うのですが、今ちょうど正に1号委員の方の選挙が、この日曜日に予定されておられまして、これによって委員の変更が発生することになりましようか。

○須永会長

濱野係長、お願いします。

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

こちら、市議会議員選挙の結果によって変更が生じると想定しております。

以上です。

○岡田委員

最後の質問ですが、そうは言いながらスケジュールはある程度決めて動いていかなければいけないということで、今年度中にあと2回、審議会と検討委員会が開かれる予定と思いますが、期中で委員が改選されますと、どうしても情報がうまく連携されない可能性があるのではないかなと危惧をします。その辺りの方策は何か考えておられますか。

○須永会長

濱野係長、お願いします。

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

別の都市計画である立地適正化計画を立てたときにも実施させていただいたのですが、審議会という形ではなくて、また勉強会という形で委員の皆様にはですね、そもそもなぜ都市計画マスタープランを策定するのかですとか、そういった不明な点を解消できるような勉強会等も開催できればと思っていますので、そういった意見を頂ければ随時対応していきたいと考えております。

以上です。

○須永会長

では、引き続き、宇野審議監お願いいたします。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

都市計画審議会につきましては、今後約8回の開催で策定までというお話を差し上げました。そのほかに勉強会なども随時プログラムに組めたらと思っています。また、委員が変わった時に、やっぱり継続性というのが大事になりますので、新たに委員になられた方については、これまでの検

経緯だとか、これまでの検討経過については丁寧に説明してまいりたいというふうを考えておりま

す。

以上です。

○須永会長

岡田委員、お願いします。

○岡田委員

最後をお願いなのですが、私も公募委員でここ2年間、この会議に参加させていただきました。ほかの審議会にも出たこともありますけれども、なかなか最初任命された当初はですね、よく分からないこと、事前の勉強会をやってもよく分からない、追いつけていけないことが多く、頭に入りにくかった、そういう記憶がありますので、できれば継続される方が多ければ望ましいのかなと。

ただ、一方で新しい意見も当然必要になってくるかと思いますので、その辺りのところのうまい組み合わせを、是非、会長並びに事務局で考えていただきたいなというふうに思います。

○須永会長

ありがとうございました。

それでは、ほかの委員の皆様から御意見、御質問などございますでしょうか。

田原委員、お願いします。

○田原委員

ありがとうございます。改めまして、こんにちは。

臨時委員の皆様をお迎えしての初めての開催ということで、私は、その臨時委員の皆様にどういうふうなこれまでの経緯の説明をされているのかちょっと分かりませんので、この前ですね、都市計画マスタープランの策定委員会があった頃からの、これまでに、今日に至るまでの経緯を簡単にお話していただいて、今ここ、みたいな感じで。ここから先、何をしていくのか、我々は何を検討していくのかというのをもう少し分かりやすく、1回説明をお願いしたいなと思います。

○須永会長

事務局、いかがでしょうか。

濱野係長、お願いします。

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

まず、都市計画マスタープラン、こちらは現行のマスタープランが、先ほども申し上げましたが、令和7年度に計画の期間の終期を迎えることとなりましたので、令和8年度からの新たな都市計画マスタープランを策定することとなりました。

本市の場合、計画策定をするのに、他市の場合ですと1年半とか2年という自治体もあるのです

が、なるべく長い期間を取ってきちっと長期的な計画の方を策定していきたいというところですね、3年間の予定で予算の方も計上しております。

こちら、都市計画マスタープランの方でどのようなことを決めていかなければならないのかといえますと、まず、建設に関する基本的な方針を定めるものが都市計画マスタープランになります。

こちらにつきましては、都市計画マスタープランを策定する関係の話をこれまでも進めてきたのですが、今までは、都市計画審議会だけではなく都市計画マスタープラン策定委員会という別の組織を作って、こちらの策定委員会と市役所庁内の検討委員会、それから都市計画審議会の三つの会議体で都市計画マスタープランというものをこれまで策定してまいりました。

本市の場合、都市計画マスタープラン策定委員会の方と都市計画審議会の委員の方が半数ほど同じ委員が重複されていらっしゃるということがございましたので、そちらの負担軽減等も考えながら、都市計画審議会の方にできないかというところで、今回の都市計画マスタープランの策定につきましては、庁内の検討委員会、それから都市計画審議会、この二つの審議会を回して、計画の方を策定していく運びとなりました。

こちらの策定の方法につきましては、以前、市議会の方にも一度報告させていただきまして、意見等もいろいろ頂きまして、そちらの意見を反映させた状態で本日に至っているという状況でございます。

今後につきましては、本日お配りの資料の「(2) 朝霞市都市計画マスタープラン策定スケジュール(案)」に書かせていただいているような、次回の審議会では、策定の目的の確認であったり、地域区分の確認、市民の方たちとの合意形成の方法、どういった方策があるかといったプロセスの見直し。それから次回以降は現状把握をしたり、その中で途中市民アンケートを実施したり、そういった形で進めていきたいと考えています。

○須永会長

宇野審議監、お願いします。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

都市計画マスタープランにつきましては、まず、市の都市計画の最上位計画で、長期的な視点を持って、主に都市計画に沿ったものを総合計画に即す形で定めていくというもので、全体構想では市を広域的にとらえ、目指すべき都市像とまちづくりの目標を定めて、土地利用分野であるとか、道路交通分野であるとか、緑、景観、環境の分野、安心・安全の分野という分野別の方針を定めていく必要がございます。それで、特に地域別の臨時委員の方に中心になって御審議いただくのは、全体構想を分解いたしまして、地域別構想に落とし込んでいく必要がございます。例えば道路交通分野で、内間木地区についてはどういう課題があって、それを解消していくにはどういう課題があ

って、どういう施策が必要だということを各地域別に設定していく必要がございます。それには地域別に市民の皆さんの声を伺いながら定めていくというのが大事なことでございまして、市全域での議論と地域に特化した議論が必要になってくる、そういった性格のものでございます。

以上でございます。

○須永会長

田原委員、お願いします。

○田原委員

ありがとうございます。総合計画に沿って、実際の都市建設に関する分野全体的なもの、各地域に分かれたものの検討をこれからしていくんだということで、今共有をさせていただきました。

その中で、これまでの経緯、策定委員会というのが三つの委員会があって、それが、今回は都市計画審議会と庁内の検討委員会で少し簡素化というかコンパクトにして、重複した無駄をなくして、都市計画審議会に臨時委員として皆さんに入っていた上で、このマスタープランの検討をしていこうというのが、今ここというふうなところだと思います。

これをやっていくに当たってですね、簡素化とはいえなるべく多様な意見を取り込んでいくことに関しては、やはり積極的にやっていただきたいということで、市議会の方からも様々な意見があったかなと思います。

(1)の3ページ目、臨時委員、これは私が何度か申し上げてきたことですがけれども、都市計画の専門家の方に入っていて、それ以外にも、まちづくりとして自治会連合会、それから社会福祉団体の代表として社会福祉協議会の方に入っています。特に、社会福祉に関しては、実際の体が、介護が必要だったり援助が必要だったり、そういった現場の生の声というのも上げていく必要があるんじゃないかと。市内には社会福祉事業者の団体がありますので、そういった代表に入っていていただく方が有益じゃないかというふうなお話もさせていただいたと思うのですが、実際に、今日これを拝見した限りでは、最初の予定通りかなというふうに思うので、そういった意見がどういうふうに検討されたのかの経過を伺いたいと思います。

○須永会長

宇野審議監、お願いします。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

そのような意見は、田原委員の方から従前より頂いておりまして、本日、出席の委員以外にも必要に応じて関係者をお呼びして、意見交換等を行って検討してまいりますというお話を差し上げました。

特に、現在、公共交通の分野が深刻な運転士不足ということで、これからかなり変革が見られ

る。交通分野につきましては、特に福祉との連携というのもこれから重要なのかなという観点で、そういった分野を検討する際に、やはり、現場の生の意見とかそういったものが非常に大切だと思っておりますので、必要に応じてそういった委員の皆様の御意見も踏まえながら、こういう大きな場でなくても、庁内検討委員会の例えば交通と福祉を考える日みたいなものを設ける中で、そういう適した方をお呼びして、現場の生の意見を聴くというのは試みてみたいというふうに思っております。

そういった検討を踏まえた上で、都市計画審議会の中では、現時点でどこという団体が今の時点ではなかなか難しいというところで、今後の議論の進め方とか、必要に応じてそういった専門性の高い方をその場にお呼びして、御意見を有益なものとして伺ってまいりたいというふうに考えております。

○須永会長

田原委員、お願いします。

○田原委員

御答弁ありがとうございました。

臨時委員の考え方の違いなのかなというふうに思うのですが、例えば私の言うような福祉分野、今、宇野審議監がおっしゃったような交通分野、本当に大事なことだなと思うのですが、そういうふうな課題意識があるのであれば、やはり（２）の全てのスケジュールをトータル的に一緒に議論していかなければいけないんじゃないかなと、私なんかは思ってしまうので、今、この状況からどういうふうな形でこの意見が反映されるのか分かりませんが、例えばピンポイントで呼んで意見を聴取するという機会も大事ですけれども、そういうふうな課題意識を持っている人たちが、最初から最後まで、先ほど岡田委員のおっしゃるような一貫性を持って関わっていくというのも、やっぱり大事じゃないかなと思いますので、何かしらちょっと生かしていただきたいなということを、意見として申し上げたいなというふうに思います。

最後にもう一点、（１）の「①検討体制（案）」、これも田辺委員からですかね、ちょっと図が非常に分かりにくいというか意見があって、かなり書き直して出てきたかなというふうに思いますけれども、何がどう変わったのかをちょっと説明していただけますでしょうか。

○須永会長

いかがでしょう。

宇野審議監、お願いします。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

全体的な考え方とか内容は変わっておりませんので、やっぱり都市計画審議会を中心に据えた方

がいいのではないかという御意見を踏まえて、図柄の構成の位置を直したというところがございます。検討体制といわゆる過程の矢印だとかそういったものについての変更は、ございません。配置を変えたというところがございます。

以上です。

○須永会長

田原委員、お願いします。

○田原委員

最後と言いながら、本当の最後です。

位置というかビジュアル的に変わったというふうな感じの話ですかね。あとは、田辺委員にお任せしますが、ちょっと矢印の順番だけ教えてください。「都市計画マスタープラン」「都市計画審議会」「市長」、この中で矢印が行ったり来たりしていますが、この（２）スケジュールとも絡むのですかね。どういうふうな矢印の順番で行くのか、その辺をちょっと教えてください。

○須永会長

濱野係長、お願いします。

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

こちらの図の「都市計画マスタープラン庁内検討委員会」から「都市計画審議会」の方に出ている「提案」という矢印がこの図でいうと1番になります。1番は、庁内検討委員会から提案するという形になります。

「都市計画審議会」の方から「都市計画マスタープラン庁内検討委員会」の方に出ている矢印、「意見」と書いてあるのが、2番という形になります。

こちらの方、1番と2番をこちらの審議会の方で何度も何度も回していく形で、素案の方を作らせていただきまして、一番左の「都市計画マスタープラン庁内検討委員会」から「市長」の方に向かって矢印に「原案」とございますが、こちらが、いわゆる3番目という形になります。

それから、「市長」の方から「都市計画審議会」に向けて出ている「諮問」と書いてある矢印、こちらが4番という形になりまして、そちらの諮問によって「都市計画審議会」の方から「市長」の方に出ている「答申」、こちらが5番になります。

最終的に、審議会の答申を受けまして、「市長」の方から「都市計画マスタープラン庁内検討委員会」の方に出ている「決定」というところで6番という形になります。

それぞれ、ほかの計画との連携ですとか、「市民」との「アンケート等」「ワークショップ等」という形の相互の矢印等が出ていますが、こちらにつきましては、提案と意見を繰り返す中でそれぞれ実施されるものとなっていくと想定しています。

また、決定した後に、「市議会」の方に「報告」、こちらが恐らく7番になるかと思えます。併せて「埼玉県」の方にも「通知」という形になるので、こちらが8番という形になるかと思えます。

それぞれちょっと分かりづらかったかと思えますが、一応、そういった流れで進めていきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

○須永会長

田原委員、お願いします。

○田原委員

では、「提案」が1番、「意見」が2番で、(2)のスケジュールを見ると、ずっとこれからあるのは、都市計画審議会の我々の開催が今第1回。その後、庁内検討委員会がやって、要は、提案と意見を今繰り返すとおっしゃいましたけど、提案、意見、提案、意見でずっと我々としては、ここで庁内検討委員会から出てきた意見に対して、検討して意見を述べてというのをキャッチボールをして、最終的に原案ができて、それが諮問をされて、答申して決定していくというようなことが我々の仕事なんだよというふうに思っておいていいということでしょうかね。

○須永会長

濱野係長、お願いします。

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

田原委員のおっしゃるとおりでございます。

○須永会長

ありがとうございました。

岡田委員、お願いします。

○岡田委員

すみません、先ほどの質問で再度確認なのですが。

冒頭に、第6次朝霞市総合計画策定方針のお話がありまして、資料を今日初めて拝見したのですが、この計画自体が令和8年度から令和18年度まで、要するに10年間の計画期間になっております。

一方で、先ほど伺った都市計画マスタープランに関しては、20年間と、期間がそごするような感じで、途中の見直しとかが発生した場合、どうされるのかという危惧があるのですが。

○須永会長

濱野係長、お願いします。

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

都市計画マスタープランにつきましては、中間年度である10年度先に、こちらも併せて見直し

を実施する予定でございます。

以上です。

○須永会長

よろしいでしょうか。

ほか、御意見、御質問などございますでしょうか。

大貫委員、お願いします。

○大貫委員

今後進めていく上で、ちょっと私、現行のマスタープランを今日お渡しいただきまして、何となく見たことあるかなという感じで勉強不足ではあるのですが、今後、審議をしていく上で、若しくは、ここのマスタープランのスケジュールの3番の市民の参加の意見聴取とかをしていく上で、今後20年先というのが、この現行のマスタープランでも例えば市民の状況が、減っていくのか増えていくのかという状況も最終的には分かっていない部分があったり、財政がどうなっていくのかとか、若しくは、インフラがどう整備されていくのが、今、決定されているのはどういうふうにあるのかというのが、ちょっと分かっていないので、細かいデータが今の段階では必要ないかもしれないのですが、大卒の何かこんな概要の、検討する上でのデータがあるといいなと思いますし、市民の方に意見を伺う上でも、それをちゃんと公開した上でやった方が、より実態に即した意見が出てくるのかなと思いますので、そこら辺の準備はどのようなスケジュールで行かれるのかというのは、ちょっとお聴きしたいと思っています。

○須永会長

濱野係長、お願いします。

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

貴重な御意見、本当にありがとうございます。

今、頂いている視点は、非常に大事な点かと思っておりますので、今年度に現行の計画の振り返りだとか状況の把握だとかそういったものをする中で、そういった現状の分析も併せて、できれば今年度中に、今年度いっぱい掛かってしまうかと思いますが、進めていければと思います。そういったものを令和6年度以降の審議会の方でお示しできるように準備を進めてまいりたいと考えます。

以上です。

○大貫委員

了解しました。よろしくお願いします。

○須永会長

ありがとうございます。

今のは、非常に大事な御指摘だと思いますので、是非、そのような形でお進めいただければと思います。

ほか、御意見、御質問などございますでしょうか。

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

今の話からさせていただきますが、このスケジュールの中の「市民アンケート実施（総合計画連携）」とも書いてあって、それはもう今回の都市計画審議会の後、すぐやることになりますよね。

私がまず申し上げておきたいのは、アンケートはもうちょっと後に回した方がいいのではないのかなと思いますけれども、今、大貫委員がおっしゃった話も含めて、市民にどこの部分を公開してどういうアンケート内容とするのか、その部分に関して、今、我々中身は見えないのですが、合意形成ということで市民参画のスタイルの問題でもあるのですが。

ちょっと元に戻しますと、最初のこの「検討体制（案）」ですが、先ほど田原委員もちょっと首をひねっていたけれども、「市民」と書いてありますけれども、私はここの「市民」というのを、「市民委員会」とかそういう名称で、ちゃんとそういうものを立ち上げた方がいいということをまず申し上げたいんですね。

その市民委員会の中で、市民の意向調査だとかアンケートだとか、あるいは、地域別懇談会、ワークショップ、説明会だとか、こういったものをちゃんと皆さんと検討していただくということをするのが筋ではないのかな。これは、一体ここを誰が回して、コンサルタントが2,100万円だか忘れましたが、それぐらいの契約をされたと思いますけれども、総合計画だって2,700万円か2,800万円の契約をしていますよね。コンサルタントのペースでただ回すのかね、ちゃんと市民も納得した形でここの部分の中身を決めていくのか。

まず、最初のアンケートだって、この都市計画審議会に今出されていないわけですから。出されずに、これをもう総合計画と合同でやりますよとおっしゃるけれども、もう既にそういうスタイルで始めてしまったらね、この市民参画の部分というのは本当に形式的に全て、地域別懇談会もそうですけれども全部バラバラにやられてしまうと、市民がこの都市計画マスタープラン全体を見回すということができなくなってしまうのではないかなと。

個別の分野だけを市民がすればいいということではなくて、やはり、我々が頂いている情報と同じように一般の市民の方にもなるべく共有していただくというのが、これからのやり方ではないのかなと。20年前にそういうやり方を試みて、随分多くの100人以上の市民委員会ができて、隣にいる須田委員も参加されて、私も参加していましたけれども、そういうことを考えてもね、これ

では、まるで後退になってしまうのではないかと。それを私はずっと危惧していたので、やはりこの「市民」と書いてあるところを「市民委員会」とちゃんと書いていただきたいと。

お願いします。まず。

○須永会長

宇野審議監、お願いします。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

現時点で、市民委員会という名のもを設置する予定は、現在は検討しておりませんが、要は、市全体を見回す形での市民からの意見聴取、そういうものも当然やっていきますし、地域に特化した、継続して参加していただく方をターゲットにしたワークショップ等も計画しておりますので、そういった中でしっかりと市民の皆様の意見を聴き取ってまいりたいというふうに考えております。

それから、通年を通して例えばこの審議会で頂いた意見も踏まえてですね、例えばアンケートみたいなことも実施できると考えておりますので、そういったSNSや市ホームページ等も活用しながらですね、アンケートに代わるものの通年募集みたいなこともしながらですね、策定に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○須永会長

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

いいですか、今、先ほどの説明でいくと①、②で、私は、②の「意見」を言いましたけれども、そうすると、そのことに関してすぐにお答えをいただいたその立場とすると、「都市計画マスタープラン庁内検討委員会」の総意として、そういうお答えをいただいたということですか。

○須永会長

宇野審議監、お願いします。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

まだ庁内検討委員会は開催しておりませんので、庁内検討委員会の総意ということではなくて、事務局として、現時点で申し上げているというところでございます。

○田辺委員

事務局は、ここの都市計画審議会が出た意見を受け止めて、分かりましたと。それをこちらの検討委員会に持ち込んで考えますと。そして、またそれを戻していくという、そのやり取りをするのではないですか。事務局が答えてしまってどうするんですか。

○須永会長

宇野審議監、お願いします。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

市民委員会の設置につきましては、現時点では検討しておりませんがというまでのお話を申し上げたと記憶しております。

頂いた御意見につきましては、しっかりと庁内委員会に持ち帰ってですね、こういった形で市民の意見を聴き取っていくかということについては、しっかりと議論してまいりたいというふうに考えております。

○田辺委員

市民委員会という名称を使うか、どういう名称を使うか分かりませんが、この上に「市民」と書いてありますが、一般化した形で「市民」と書いてあってね、じゃあアンケートは一体誰が作るのですか。アンケートをもう既に、この今回開催した後、もう作って配られるわけですね、このスケジュールで行くと。

総合計画と一緒にやるという話になってはいますけれども、我々、全くアンケートの中身に関しては関知しないと。大貫委員がおっしゃったようなことも含めて、そのアンケートを出すときにどういった情報を開示して、市民の皆さんに伝えて、アンケートをお願いするということに、それはできるのかできないのか分かりませんが。

○須永会長

回答に時間を要するかもしれないので、ちょっとだけお待ちいただければと思います。

濱野係長、お願いします。

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

都市計画マスタープランの方だけでアンケートを実施するかどうかについては検討させていただきたいと思います。なお、都市計画マスタープランの方で単独で実施する場合は、アンケート項目につきましても、作成した段階で、こちらの審議会の方にしっかりと諮らせていただきたいと思います。

以上です。

○須永会長

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

これは、最初に言わなければいけないことでしたけども、総合計画の担当の方が今日いらして、策定方針は配られて、その説明は今日ちゃんとされていませんけれども、そもそも総合計画と

同時期に都市計画マスタープランを作るということで、どう連携を取るのかなということ、前から課題として私も質問をしていますけれども。コンサルタントは、別のコンサルタントで今回契約をそれぞれされていますけれどもね。そこら辺の連携がどうやって取られるのかというのは、このスケジュールを見ても見えないと。総合計画のスケジュールを今日頂いているわけでもない。

全く、だから連携も何も、その策定方針を見ても、都市計画マスタープランとの連携はそこにはほとんどどうたわわっていないしね、総合計画の策定方針を見ても。そこら辺は、どうなっているんですか。

○須永会長

櫻井課長、お願いします。

○事務局・櫻井政策企画課長

配布いたしました策定方針の2ページ目「3 基本的な考え方」の「(4) 他の行政計画との関係」ということで、都市計画マスタープランと決め打ちで名称は記載してございませんけれども、当然のこととして、総合計画と他のほかの分野にまたがる、ほかの分野で持っています行政計画との関係性を明確にしながら、いろいろ調整して反映していきたいと考えてございます。

また、アンケートの部分、今御質問がございましたけれども、事前にアンケートの案を詰めていくに当たりまして、全庁的にアンケートとして聴いてもらいたい項目はあるかという照会をかけまして、その中で、特に都市計画マスタープランの所管課とは、総合計画のアンケートとして掲載する設問の調整させていただきまして、その案を10月31日に開催しました総合計画の審議会の方にですね、市民意識調査等の調査項目ということでお諮りしまして、そこでまた更に揉んだ上で、意識調査の調査項目を確定して、先週の金曜日に無作為抽出した3,000人の方に発送してございます。

今後におきましても、個別具体的にいつと、どのように連携するということころまではスケジュールに落とせませんけれども、適宜連携して進めたいと考えております。

以上です。

○須永会長

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

スケジュールのところに、「(3) 市民参画の実施」は、「合意形成プロセス検討」で緑の部分に「市民アンケート実施（総合計画連携）」と書いてありますよね。連携と書いておきながら、この我々の都市計画マスタープランの中には、アンケートも総合計画の検討委員会の中で、策定委員会の中で提案されたとおっしゃいましたが、我々に何で提案しないんですか。

○須永会長

宇野審議監、お願いします。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

頂いた意見につきましては、ごもつともなことだと思っております。

都市計画、総合計画の分野につきましては、都市計画に特化した質問というのは多くございませ
るので、こういった質問を出していますということを本審議会にお示しした上で、新たな都市計画
マスタープランに特化したアンケートの実施について検討して、実施の際には、本審議会
で御意見を頂いた上で実施してまいりたいと思います。

○須永会長

今の御回答ですと、都市計画に特化した形で別途また御検討を庁内でされるということ
です、その方向で進んでいくというのが今の御回答でございました。

いかがですか。

田辺委員。

○田辺委員

都市計画マスタープランの策定ということでこれから進めようとしていることと、この総合計画
との関係性ですけれども。

先ほど、総合計画の中の2ページを御説明されて、他の行政計画との関係という形で一般化され
て、この今回の我々が審議しようとしている都市計画マスタープランも他の行政計画と同じ、並列
に並べられています。同時にやられるものというのが、例えば多分ごみ処理基本計画だとか、ある
いは、ほかの今ちょうどパブリックコメントを掛けているようなものが幾つかありますけれども、
そういったものも含めて同時に検討するもの、それを調整するものというのはもちろんあると思
いますけれども、そういった代物ですか、都市計画マスタープランが。

私は、総合計画に準じて、都市計画マスタープランというのは、本当に、先ほどもちょっと福祉
の話がありましたけれども、福祉分野や教育分野は全てにまたがるベースの部分、土地利用だとか
そういうことも含めて、基本的にどういった地域にどういった施設が配置されるとかそういうこと
も含めて、これは、本当にまちの全体の一番基本的なベースになるような計画ですよ。

総合計画と同時に都市計画のベーシックなプランですから、ほかのそれぞれの福祉計画だとか教
育だとか、ほかの分野の計画の縦の計画とは、全く質が違うと思いますよ。それを、先ほどの総合
計画の担当の方が、他の行政計画との関係ということで一言でおっしゃるけれども、総合戦略との
関係を書いておきながら、何で都市計画マスタープランとの関係を書かなかったのか非常に私は不
思議ですけどもね、総合戦略の方がよほど、総合戦略は、せいぜい人口がこれからどうなっていく

かというその部分ではないかと思えますけどもね。都市計画マスタープランに関しては、人口がこれからどうなっていくかということと当然ベースを考えながら、その土地利用をどうしていくのかということ、当然ここに入れていかなければいけない分野ですから。それも、20年という総合計画よりももっとベースになる、もっと長期にわたるものを作ろうとしているわけですね。だから、なぜそれを記載されていないのか、私は非常に不思議ですけども。

○須永会長

櫻井課長、お願いします。

○事務局・櫻井政策企画課長

今頂いた御意見のとおり、特出しはしてございませんけども、総合計画の基本構想との関係性をふまえ、やはり議論の中では、都市計画マスタープランとの関係は、他の計画とは少し異なるとの解釈の方はしてございます。

以上です。

○須永会長

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

申し訳ない。時間も取るので、私、今日は抑えておきますけれども。

戻りますけれども、この「市民」と書いてある検討体制ですけども、この一般化した市民というのを、別の表現で市民委員会なり何なりという形にさせていただきたいと。これは、意見ですので、それをちゃんとこのマスタープランの庁内検討委員会に持ち込んでください。

それは、意見として。

○須永会長

ありがとうございます。

ほかの委員の皆様方から、御意見、御質問などございますでしょうか。

おおむねよろしゅうございますか。

須田委員、お願いします。

○須田委員

意見だけさせていただきます。

くしくも20年前、隣の田辺委員と一緒にこのマスタープランの策定委員会に携わっていたので。その頃は、まだ割と自由な意見が飛び交うところだったように記憶しています。今回は、多分もう1回目ができているので、ある程度下地がある中で、方向性が何となく示されてしまっている部分があるのかなというところがちょっと懸念される場所なので。

先ほど田辺委員からもあったとおり、市民の方の純粋な意見、新しい全く違った意見というものもやっぱり大切な部分になってくると思うので、やっぱり自由にものが言える場というのを設けていただければ有り難いかなと思っています。

今日、新たな委員の方も見えていますけれども、このような会議の中で何か言えと言われても、多分言いつらい部分も多々あると思うんですね。もうちょっとラフなところで本当の意見を出していただいて、それをまた検討しながら進めていかれるのが一番いいのかなと思いますので、これは意見とさせていただきます。

○須永会長

ありがとうございました。

ほかの御意見がもしあれば、お伺いできればと思いますが、よろしいですか。

ないようでしたら、本件については、質疑を終結いたします。

今日頂いた意見、いずれも非常に重要な指摘だというふうに私自身も感じております。これから先20年の計画ですが、非常に重要な計画を立てる、策定するという立場にいるわけですので、その中で市民の方々の意見、市民の方々が自由に発言できる機会、こういったものはやはり重要だろうということを私の方からも申し上げておきたいと思っております。

今日頂いた意見につきましては、庁内の方に持ち帰っていただきまして、審議をいただければと思います。

先ほど事務局からも御説明がありましたけれども、この都市計画マスタープランについて、本日が都市計画審議会としては、臨時委員に入っていただく初回でございます。本日から令和7年度末までの約2年半掛けて、都市計画審議会の中で御議論、御審議いただきながら策定をしていくことになろうかと思っております。長丁場になりますが、是非よろしく願いいたします。

では、以上で「議案第1号 朝霞市都市計画マスタープランの策定について」の審議は終了とさせていただきます。

この時点で臨時委員の方におかれましては、以上で本日御審議いただく議案が終了となります。臨時委員の皆様、ここで御退席をいただくこともできますし、傍聴席の隣に席を用意してございますので御移動いただいて、ほかの議案ですとか報告事項を傍聴いただくこともできます。

ということで、一旦この議案第1号については、審議を終了したいと思います。

臨時委員の皆様、誠にありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。

◎3 議題 議案第2号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（諮問）

○須永会長

では、続きまして「議案第2号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について」でございます。
本件について、事務局からの御説明をお願いいたします。

伊藤主事、お願いします。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

それでは、「議案第2号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について」、概要を説明いたします。

本議案は、これまでの都市計画審議会の報告事項で御報告させていただきました、生産緑地地区の買取申出及び追加指定による変更に関するものです。

お配りしている資料は、議案資料として、都市計画変更図書が1ページから7ページ。参考資料は、その補足資料として、8ページから15ページとなっております。

まず、議案資料から説明いたします。

こちらは、都市計画法第14条第1項の規定による資料となります。

議案資料の1ページを御覧ください。

こちらは計画書で、今回の対象は、面積や区域の変更が5地区、廃止が1地区の計6地区でございます。

2ページを御覧ください。

こちらは理由書になります。この理由書は、都市計画法第17条の規定に基づく縦覧の理由書で、変更の必要性としては、95号、109号は買取申出により行為制限が解除されたため、その他の地区は、市の基準に基づく追加指定のためでございます。

3ページは、総括図になります。

4ページから7ページは計画図となり、いずれも変更後の図面となります。詳細な位置等については、参考資料として詳細図を付けてございます。

では、参考資料の8ページを御覧ください。

3ページの総括図に、今回変更する生産緑地地区の位置を青枠でお示ししております。

9ページを御覧ください。

こちらは、今回の変更を予定している箇所の一覧でございます。6地区の変更前後の面積を比較しますと、1万5,148.79平方メートルから2,714.00平方メートル増加し、1万7,862.79平方メートルとなります。

変更後の市内全体の地区数は、変更前の215地区から変わらず、面積は約64.28ヘクタールから約0.25ヘクタール増加し、約64.53ヘクタールとなります。

次に、10ページを御覧ください。

ここから14ページまでは、各地区の概要を示しております。概要図の青色の矢印は、現況写真

の撮影位置と方向を示しており、黄色で塗り潰した区域が今回削除する部分になり、赤色で塗り潰した区域が、新たに追加する部分でございます。

そのまま、10ページを御覧ください。

宮戸3丁目の第17号、第266号生産緑地地区の概要でございます。

同一の所有者から2筆申請があり、片方は既存地区へ追加、もう一方は単独での面積要件を満たしているため、新規地区として追加するものです。

次に、11ページを御覧ください。

膝折町4丁目の第95号生産緑地地区の概要でございます。

主たる農業従事者の死亡に伴い、令和5年3月9日に市に買取申出がありました。

これに対し、市では買い取らない旨を地権者に通知いたしました。農業委員会に、農業従事者への生産緑地地区買取りのあっせんを依頼しましたが、買取りの希望はない旨の回答がありました。

このようなことから、生産緑地法第14条の規定に基づき、生産緑地地区内における行為の制限が解除されたため、また、地区内の生産緑地がほかにないことから、地区を廃止するものでございます。

現在、解除部分を含む2,000平方メートル以上の開発が予定されており、専用住宅が17戸建つ予定となっております。その開発の参考資料を、この資料の一番最後のページに付けてございます。

次に、12ページを御覧ください。

膝折町2丁目の第109号生産緑地地区の概要でございます。

指定30年が経過し、特定生産緑地指定の意向がなかったため、令和5年4月18日に市に買取申出があり、これに対し、市は買い取らない旨を地権者に通知いたしました。

なお、買い取らない理由といたしましては、面積が1,000平方メートル未満であるため、また、ほかの公共施設としても利用する予定がないことから買い取らないことといたしました。

令和5年5月17日付けで農業委員会に、農業従事者への生産緑地地区買取りのあっせんを依頼しましたが、買取りの希望がない旨の回答がありました。

このようなことから、生産緑地法第14条の規定に基づき、生産緑地地区内における行為の制限が解除されたため、地区の区域及び面積の変更をするものでございます。

次の13ページ、その次の14ページは、いずれも既存の生産緑地地区に追加する内容のため、説明を省略させていただきます。

15ページを御覧ください。

こちらは、生産緑地地区の変更に関する経緯の概要でございます。

生産緑地地区の変更について令和5年10月2日に埼玉県知事へ協議を申し出て、令和5年10月10日付けで異存がない旨の回答を頂きました。変更案の縦覧は、10月16日に案の縦覧をする旨を告示し、翌日の10月17日から31日までの2週間、案を縦覧に供しました。

なお、案の縦覧は市の広報及びホームページで周知しております。

縦覧の結果、縦覧者は0人でした。

今後の予定でございますが、本日の都市計画審議会での審議を経て、都市計画変更の告示を行う予定でございます。

以上で、「議案第2号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について」の説明を終了いたします。

○須永会長

御説明ありがとうございました。

深澤課長、お願いいたします。

○事務局・深澤道路整備課長

道路整備課の深澤と申します。よろしく申し上げます。

すみません。前回の都市計画審議会での御指摘を受けまして、生産緑地の手続につきまして整理をさせていただきましたので御報告申し上げたいと思います。

生産緑地地区の一部を買収し、歩道等道路の整備を実施するに当たりましては、生産緑地法によりまして、あらかじめ市長にその旨を通知するということになってございます。具体的には、道路整備をする道路整備課の方から生産緑地所管のみどり公園課の方に通知するものでございます。

その通知をした上で工事に着手をしていくものですが、これまでは、あらかじめ通知をすることだけで、工事の直前に行為通知を提出することもございまして、結果として、本日これから報告事項の方でも出てくるのですが、結果といたしまして都市計画審議会への報告の前に工事を着手しているというような状況にもなっております。

生産緑地の所管課であるみどり公園課とも調整いたしまして、今後は、道路拡幅等によりまして用地交渉が土地所有者と合意に至り、土地売買契約書を締結した時点で、速やかにその行為通知を提出することといたしまして、併せまして、その直後の都市計画審議会での旨を報告させていただくという形で今後進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○須永会長

ありがとうございました。

以上で、資料、議案、それから追加の補足説明が終了いたしましたので、これから審議に入りたいと思います。

議案第2号につきまして、御意見、御質問など委員の皆様からございますでしょうか。

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

一つ、買取申出のあったところの平米単価、どういう状況であったかということをお伺いしてきます。

それから、もっと基本的なことですけれども、この生産緑地法の部分で、私は、法律が何か変化があったかどうか分からないんですけれども、相変わらず一応この買取申出があって、市が買い取ることとするというような規定は、それは、そのまままだ生きているのかどうか、その点に関して。基本的には、生産緑地の一応買取りを、行政の側としては買い取することを前提としているというこの規定自体は、相変わらず変わっていないのかということをもう一度確認をさせてください。

○須永会長

伊藤主事、お願いします。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

まず、1点目の質問の、買取申出でてきた場所の平米単価ですけれども、「第95号生産緑地地区」に関しましては、1平方メートル当たり45万3,743円でございます。

もう一つの「第109号生産緑地地区」につきましては、47万6,190円でございます。

2点目の御質問の、買取申出の基準ということなんですけれども、生産緑地法自体は、特に改正されておりません。

以上です。

○須永会長

ありがとうございます。

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

ほかの自治体の状況ですけれども、いわゆる市に買取申出をしても、近くに児童遊園等がある場合は、実際は買い取りませんということで、よほどのことがない限り、一団の固まった土地でもない限りは、なかなかこの間もほとんど買取りではない行為制限解除ということで、最終的には民間に売却されるということで、そういう形で今までずっと来ていますけれども。ほかの自治体でそういった部分で何かもう少し、なるべく行政の、もちろん都市建設部に限りませんが何かいい手立てというものがいいのかね。取りあえず市が借りていくというようなことに関しての何か。ただ、児童遊園に関しても、時々土地は借りている所が多いので、それを返還するということが時々あったと思いますけれども。そういったことも含めて、まだまだ市民一人当たりの公園面積が少な

かったというふうに思いますけれども、その点、やはりもう少し努力する必要があるのではないかと
思いますけれども、その点を確認したいんですけれども。

○須永会長

伊藤主事、お願いします。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

今までは、市の買取りも、朝霞市の買取り基準に則した形で買取り希望、基本的にめったなこと
では事例としては少ないのですが、近隣4市並びにほかの埼玉県の自治体等にも買取りの実績があ
るかというのは、改めて確認したいと思いますので、貴重な御意見としてお受けいたします。

以上です。

○須永会長

大塚課長、お願いします。

○事務局・大塚みどり公園課長

補足をさせていただきます。生産緑地の制度としましては、不幸にも主たる農業従事者が死亡さ
れた場合、買取申出が出てから1か月の期間で、市が公共施設として買い取るかどうかの判断をし
なくてはいけないというところがございますので、全国的にどの自治体も、なかなかその期間で買
取りの判断をするのが難しいという状況になっております。本市の方でも、買い取ったケースとし
ましては、道路用地として、公共施設の設置のための用地として購入した実績がございますが、な
かなか全国的に厳しい状況というのが現実でございます。

○須永会長

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

確認したいのは、とにかく買い取ることができないまでも、借りるという手立てがあるかどうか
の確認をしたい。

○須永会長

大塚課長、お願いします。

○事務局・大塚みどり公園課長

その後、相続された方が、いろいろ相続税の関係ですとかその後の人生設計等ございますので、
こちらの方で公園として必要な場所があれば、貸していただくことはできるかという交渉はしたい
というふうに考えておりますが、なかなか実際問題として、賃貸というのは考えてもらえないのが
現状だというふうに考えております。

以上です。

○須永会長

よろしいでしょうか。

では、ほかに委員の皆様から御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

御意見などがなければ、質疑を終結いたします。

本件は諮問でございますので、これより採決を行いたいと思います。

「議案第2号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について」、原案のとおり決することに御異議はございませんでしょうか。

(異議なし、の声)

異議なしの御発声、頂きました。

ありがとうございます

全会一致で異議なしとなりましたので、議案第2号については原案のとおり決しました。

以上で、「議案第2号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について」は終了いたしました。

◎4 その他 報告事項第1号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について

○須永会長

続きまして、次第でまいりますと4番、「その他（報告事項）」として三つの報告事項がございます。

それでは、事務局から「報告事項第1号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について」の経過報告の御説明をお願いいたします。

伊藤主事、お願いします。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

それでは、「報告事項第1号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について」経過報告いたします。

資料の1ページを御覧ください。

こちらが、今回御報告させていただく変更箇所の一覧でございます。

今回の報告事項は、計3地区で、第118号生産緑地地区、第186号生産緑地地区は、現在手続を進めております買取申出による変更、第201号生産緑地地区は、地区内の行為通知による変更に関するものです。

2ページを御覧ください。

第118号生産緑地地区の概要でございます。

農業の主たる従事者の死亡により、令和5年8月31日付けで生産緑地地区の買取りの申出がご

ございました。これに対し、市は買い取らない旨を地権者に通知いたしました。買い取らない理由といたしましては、向山公園の誘致距離内にあるため、また、ほかの公共施設としても利用する予定がないことから買い取らないことといたしました。

また、令和5年11月9日付けで、農業委員会に農業従事者への生産緑地地区買取りのあっせんを依頼しましたが、買取りの希望がない旨の回答がありました。

今後の予定といたしましては、生産緑地法第14条の規定に基づき、生産緑地地区内における行為の制限が解除され、生産緑地地区の区域及び面積を変更することになります。

次に、3ページを御覧ください。

第186号生産緑地地区の概要でございます。

令和4年12月10日で指定30年が経過し、特定生産緑地への移行の意思がないため、令和5年7月13日付けで、生産緑地地区の買取りの申出がございました。これに対し、市は買い取らない旨を地権者に通知いたしました。

なお、買い取らないこととした理由といたしましては、広沢公園の誘致距離内かつ面積が1,000平方メートル未満であるため、また、ほかの公共施設としても利用する予定がないことから、買い取らないことといたしました。令和5年8月16日付けで、農業委員会に、農業従事者への生産緑地地区買取りのあっせんを依頼しましたが、希望がない旨の回答がありました。

今後の予定としていたしましては、同じく行為制限が解除され、生産緑地地区の区域及び面積を変更することになります。

4ページを御覧ください。

第201号生産緑地地区の概要でございます。

こちらは、道路整備課が黄色で塗り潰した区域を買収し、今年度、市道2399号線道路改良工事を行うことから、行為通知書が令和5年8月21日付けで提出されました。現在工事中で、今年度中に工事が完了する予定となっております。

以上で、「報告事項 第1号朝霞都市計画生産緑地地区の変更について」経過報告を終わらせていただきます。

○須永会長

御報告ありがとうございました。

ただいま、事務局から御報告がありましたが、本件につきまして聴いておきたいことなどございましたら、委員の皆様をお願いしたいと思います。

何かございますでしょうか。

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

4ページの201号生産緑地地区ですけれども、以前から課題になっていた区画道路、市道がもう認定されているけれども、できていないというところで、これによってつながるんですか。それとも、まだこの先がまだ終わっていないということなのか、その点だけちょっと教えてください。

○須永会長

鈴木係長、お願いします。

○事務局・鈴木道路整備課道路施設係長

今回の市道2399号線道路改良工事で工事する範囲につきましては、この第201号生産緑地地区の左側の図からいきますと、ちょうど黄色い線の下ところに水色の丸い矢印があると思うのですが、その南側の道路からつながりまして、北上して北西側に折れると思うのですが、そのまま宮戸2丁目の地図上の「宮」と「戸」の辺りを抜けまして、北西側にある道路上と接道、通り抜けできるような形で今、工事をやっている状況でございます。

以上です。

○田辺委員

ですから、これでつながる形になるのか、まだ残されているところがあるのか。

○須永会長

宮地係長、お願いします。

○事務局・宮地道路整備課用地係長

道路としては、先ほど鈴木係長から説明したとおり接続する形にはなるのですが、一筆まだちょっと買収できていない筆がありますので、完全に整備が終わっている状況ではございません。

以上です。

○須永会長

ありがとうございました。

ほかに、ございますか。よろしいでしょうか。

では、以上をもちまして、「報告事項第1号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について」は、終了いたしました。

◎4 その他 報告事項第2号 内間木公園拡張整備等基本構想（案）について

○須永会長

続きまして、「報告事項第2号 内間木公園拡張整備等基本構想（案）について」の御説明をお願いいたします。

高橋係長、お願いします。

○事務局・高橋みどり公園課みどり公園係長

それでは、「報告事項第2号 内間木公園拡張整備等基本構想（案）について」、御説明させていただきます。

まず、内間木公園の拡張整備の検討に当たりましては、今現在、2期整備が進んでおります国道254号バイパス沿道全体の活性化の検討をベースに、貴重な公有財産である内間木公園につきまして今後どのように整備していくかなど、基本構想策定までを目途に令和4年度から検討を進めてまいりました。

まず、資料1を御覧ください。

「国道254号バイパス整備を契機とした沿道活性化の検討について」の左側、資料左側ですね、「バイパス整備を契機とした今後の方向性」を御覧ください。

現在国道254号バイパスの第2期整備が進められておまして、バイパス整備後には首都圏等からのアクセスが向上し、開発需要の高まりや土地利用の転換が見込まれるため、これを契機として地域の活性化等に資する土地利用を検討していくことが求められております。

一方で、沿道の地域全体が市街化調整区域であるほか、川に挟まれた水害リスクが高い地域であるなどの課題もあることから、沿道全体で防災・減災、緑の保全、沿道の土地活用による利便性の向上と地域の活性化の両立を図るため、地区計画等の都市計画によるルール作りを進めていく必要がございます。併せて、バイパス沿道に位置し、バイパス開通後には首都圏などからの交通利便性が高まる内間木公園及び旧憩いの湯跡地については、市内外から人が訪れる交流拠点として位置付け、拡張整備について検討を行うものでございます。

次にページ右側、「沿道活性化の検討状況」を御覧ください。

これまでの検討状況でございますが、令和4年度に内間木公園拡張整備等検討委員会を設置し、市民アンケートを実施するなど検討を進めてまいりました。

現在、国道254号バイパス沿道活性化につきましては、これまでの検討状況を踏まえまして、都市計画によるルール作りを進めるために、国道254号バイパス沿道の土地利用についての案を取りまとめたところでございます。

今後につきましては、都市計画マスタープランの改定とも連携し、令和6年度から7年度までの2か年で、地域住民や地権者等の皆様と意見交換等を行いながら「沿道土地利用に向けての手引き」を策定してまいりたいと考えております。

手引き策定以降につきましては、バイパス整備の進捗によりますが、地域ごとに地区計画等の作成について検討し、土地利用等の推進を図っていく予定としております。

続きまして、資料2、内間木公園の拡張整備について御説明させていただきます。

内間木公園の拡張整備につきましては、基本構想の策定に向けて、同じく令和4年度から検討委員会で議論を行ってまいりました。

基本構想の概要といたしまして、資料左上側、繰り返しになりますが現在県が国道254号バイパスの第2期整備を進めておりまして、このタイミングで、バイパス沿道に位置する貴重な公有地である内間木公園を市内外から人を呼び込む地域活性化の拠点として位置付け、隣接します旧憩いの湯跡地を含めて拡張整備を行うことを検討してまいりました。

まず、基本構想策定のため市民3,000人の方を対象にアンケートを実施しまして、アンケート結果の総括としましては、まず1点目、内間木公園の現況については、利用率は高いが、認知度が低い。2点目、拡張整備に当たっての利用者のターゲットとしては、朝霞市民の回答が多かったのですが、一方で広域から利用者と呼ぶことが望ましいと考えられていること。3点目、拡張整備における望ましい導入機能としまして、憩い、遊び、防災、スポーツ機能が求められている。4点目として、導入機能として、若年層、内間木地域外の居住者のスポーツ機能のニーズが高いこと。5点目、満足度に関する調査では、自然や歴史、文化・芸術といった地域資源の活用が求められていることなどが分かりました。

資料2の右ページに移りまして、まずコンセプトの検討をいたしました。これまでの現状やアンケート調査の結果を踏まえまして、拡張整備におけるコンセプトを「市民と来訪者をつなぐ憩いと交流が生まれる公園」としまして、サブコンセプトとしまして、「スポーツ」「憩い・自然・遊び」「防災・減災」「文化と交流」と設定いたしました。

続きまして、資料2の2枚目をお開きください。

左側、「4. 整備方針」としまして、コンセプトの実現に向けた四つの整備方針を設定いたしました。

一つ目としまして、「既存施設の活用と新たな魅力の創出」として、国道254号バイパスの整備により、ニーズが大きく変化することから、既存利用者と新規の利用者のニーズを満たすことを目指し、既存の施設は活用しながら、地域活性化に寄与する拠点の整備を目指します。

二つ目、「サブコンセプトに応じた機能・施設の整備」としまして、サブコンセプトに応じた機能・施設を整備することで、利用者ニーズを幅広く網羅できる整備を目指します。

三つ目、「公募設置管理制度の活用の検討」として、便益施設等の整備に当たっては、民間活用によりまして、施設の建設、維持管理、運営を行う手法として、Park-PFIなど民間活力の活用を前提に検討を進めてまいります。

四つ目、「円滑なアクセス動線」としまして、国道254号バイパス整備に併せ、公園への円滑な

アクセス動線を検討いたします。

「5. 整備範囲とゾーニング図」で、今回拡張整備の中心となる範囲は、旧憩いの湯跡地、駐車場、ゲートボール場の約1ヘクタールで、既存の機能を残す範囲としましては、テニスコート、弓道場、ソフトボール場としておりますが、自由提案としまして、この範囲の改善提案があれば、それを拒むものではございません。

続いて下側ですね、ゾーニング図、こちらは四つのサブコンセプトの配置を色分けで示しております。

続きまして右側、「6. 今後の事業の流れ」でございますが、整備手法をP a r k - P F Iとした場合の想定でございますが、この基本構想策定後、国道254号バイパスの整備進捗状況に合わせて、民間事業者から広く意見や提案を求め、事業への有用な意見やアイデアを収集するサウンディング調査や整備内容の詳細検討、P a r k - P F Iの整備スキームの検討などを行い、基本計画を策定してまいります。その後、事業者選定を行いまして、拡張整備事業を進める流れとなっております。

下段には、参考としてP a r k - P F I制度の概要を記載してございます。

内間木公園拡張整備基本構想の素案の説明につきましては、以上となりますが、今後の策定までのスケジュールでございますが、1月4日から市民向けにパブリックコメントを予定してございます。続いて1月13日、1月20日に市民説明会を実施した後に、策定、公表を行ってまいりたいと考えております。

報告については、以上でございます。

○須永会長

御説明ありがとうございました。

事務局からただいま御報告がありましたけれども、今後審議をするに当たって事前に聴いておきたいことなどありましたら、委員の方からお願いできればと思います。

いかがでしょうか。

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

これは、都市計画審議会では今後審議をするに当たってとおっしゃいましたけれども、基本構想(案)ということで、この都市計画審議会では何か決定をすることがあるのか、その点を確認したいのと。

あと、ちょっと分かりづらい部分があるので確認しますが、都市公園、内間木公園も都市公園だと。朝霞市内に規模でいうとどれぐらいの規模のものが都市公園であって、その都市公園の取扱い

だとかこういう場所に出てくると。だから、実際問題、旧憩いの湯の跡地の7,000平方メートルプラス、先ほどの話だとゲートボール場だとか駐車場を含めた部分の何か取扱いということで、その割には随分、言っちゃなんですけど、大げさなつくりでいろいろと構想まで出していっしょやるけれども、そうすると、この後出てくる公園整備事業との比較において随分と扱いが違うので、その点、どういう意味でこの内間木公園の扱いが違って、それが都市計画審議会ではどういう関わりなのかということをちょっと説明しておいていただきたい。

○須永会長

では、宇野審議監からお願いします。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

本計画の策定に当たりましては、別の組織で専門の審議会を設置しておりますので、基本的な議論につきましてはそちらを中心に議論していただきまして、都市計画審議会においては、それを進捗するに当たりまして適宜、御報告する形になるかと思えます。

ただし、今後、P a r k - P F I をやるに当たりまして、都市公園に都市計画決定を今後やっていくというふうに、予定の方にも一番最後のページの右側の「事業者の選定」のところの一番上に「都市計画決定」というのを、最終的に都市計画審議会の方で御審議いただく形になりますので、整備の進捗も併せて、計画の進捗も併せて適宜、情報の方を御提供いたすというような形でございます。

以上です。

○須永会長

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

それはいいのですが、そうすると今まで都市施設ということで、都市計画決定をしていない施設がいっぱい朝霞市内にあると思いますけど、そういうものも位置付けをちゃんとしていくという方向なのかどうか。それとも、今回こういうことをやるに当たって、P a r k - P F I だとか特別な形を取るからということなのか、その違いは何かあるのか。やらなければいけない理由があるからやるのか、それとも今後はそうしていこうという意味合いでこれを今回やられるのか、その点をお伺いします。

高橋係長、お願いします。

○事務局・高橋みどり公園課みどり公園係長

都市計画決定につきましては、今回、内間木公園を整備するに当たりまして、今現在考えているのは、こちらの公園の都市計画決定を考えてございます。

ほかの公園については、今のところ予定はございません。

以上です。

○須永会長

宇野審議監、お願いします

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

ちょっと今、自信を持ってお答えすることができないのですが、都市計画決定については、必要に応じてする形に現時点ではなろうかと思っておりますので、現段階で朝霞市の整備されている公園を全て都市計画施設に位置付けるというものではないということで御理解いただければと思います。

○須永会長

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

ですから、何か必要が。ほかの理由があつて、今回都市計画決定をするのかどうかを確認しているのです。今まではしていない所ばかりなのに、今回しなければいけない理由。

○事務局・大塚みどり公園課長

内間木公園につきましては、旧憩いの湯跡地を含んだ形で拡張整備を行うということで、整備手法としては、公募設置管理制度、P a r k - P F I という制度を活用するのが市にとってもメリットがあるのではないかということで検討委員会の方でも議論が上がっています。

こちらの公募設置管理制度というのが、公園の中にカフェですとか飲食スペース、そういった集客、便益施設ですね、それを民間の事業者に建てていただいて管理まで行っていただくという制度になりますので、そちらを含めますと今までの公園と違ひまして、ここは都市計画決定をして、旧憩いの湯跡地も含めた形での取扱いというのを示す必要があるというふうに考えております。

以上です。

○須永会長

ほかに、御意見ございますでしょうか。御意見、御質問。

田原委員、お願いします。

○田原委員

ありがとうございます。

令和5年度の予定に関しては、検討委員会の方で基本構想の策定までは行くというスケジュールの内容になっているかなと思うのですが、P a r k - P F I をやるという前提でお話を進めているのですが、所々で「実施した場合」というふうな感じの言葉が出てくるので、実施しなかった場合

どうなのかなと単純に思ったのと。

あと、これをやるからには、民間事業がどういうふうに関わってくるのかというのもやっぱり具体的にちゃんと考えておかないと、市にとってはメリットがあるというふうにはおっしゃいますけれども、ここに関わってくれる民間事業がなければ、やっぱり絵に描いた餅になってしまうのではないかなというふうに思っております、そのためにこのマーケティングサウンディングですか、調査を行っていくというふうな感じなのでしょうけれども、もう少し何か具体的に御説明いただけないでしょうか。「民間事業者から広く意見や提案を求め、事業への有用な意見やアイデアを収集する」というふうに書いてあるのですが、非常に漠然としていてですね、具体的な説明をいただきたいなと思います。

○須永会長

大塚課長、お願いします。

○事務局・大塚みどり公園課長

この事業に当たりましては、まず、マーケットサウンディング調査ということで、民間事業者の方のニーズがあるかどうかという状況の把握というのが必要だというふうに認識しております、そのためには、国道254号バイパスからのアクセスがまずどうなるのかと。ここに来るまでの道が、どういうふうに設計されるのかというのを具体的に相手に条件として示さないといけないところがありますので、まずは、その設計が決まってからのお話になるのかなというふうに考えております。

その中で、今回の基本構想の中でサブコンセプトを決めさせていただきましたが、そういう施設を検討しまして、それで収益が成り立つのか。あと、市内外からお客様を呼び込む、市としてメリットがある施設になるのかどうかというのを検討していきたいというふうに考えておりますので、基本構想では、まず、この段階になってしまうのかなというふうに考えております。

以上です。

○須永会長

田原委員、お願いします。

○田原委員

ありがとうございます。順番は、もちろんおっしゃるとおりだと思うのですが、市としては、このPark-PFIを使うメリットがあるというふうに思っているわけですよね。けれども、今のお話だと全くノープランというか、本当に民間事業に関わってもらって民間事業の方にメリットがあるのかどうかは、それはちょっと決まってみないと分からないというふうな状況の中で、何か基本構想をやっていく必要性というかですね、ちょっとかなり戻ってしまっただけで申し訳ない

のですが、僕の気持ちのすっきりしないところの説明を解消していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局・大塚みどり公園課長

まず、この基本構想に当たりまして、今までありますソフトボール場やテニスコート、弓道場につきましても、市の財政状況等もありますので、既存施設を生かしながら整備を行っていききたいというふうに考えておりました。ただ、民間事業者の方から、こちらの改修等の提案がありましたらそれを拒むものではないという姿勢ではおります。

県の国道254号バイパスの予備設計に合わせた形で実施はしていきたいというふうに考えておりますが、今回、内間木地区の説明会等でも出た意見ですが、その中では、地区に芸術施設があるのでそういうものを活用したらどうかですとか、道の駅みたいなものを作ってはどうかとか、そういう意見も頂いておりますので、今後、国道254号バイパスの予備設計に合わせた形で基本計画等を策定してまいりたいというふうに考えています。その中で、より具体的なものをお示しできればと考えております。

以上です。

○須永会長

補足、では山崎部長、お願いします。

○事務局・山崎都市建設部長

なぜ、このタイミングで基本構想かということで、今、大塚課長の方からも御説明差し上げたのですが、今、正に県の方でバイパスの予備設計の作業がなされておまして、その中で交差点の協議も具体的に県の方で進めているところでございます。

やはり、市としてはこの場所を地域の活性化の拠点として整備していくんだという気概を見せないと、なかなか県の方もここのアクセス動線を具体的に考えるというふうな体制も取れませんでしたので、このタイミングで基本構想を具体的に検討したことで、交差点協議についても県の方も前向きに協議を受ける体制が整いつつあるというふうな認識でございますので、まだ、バイパスの整備の状況もこれからというところではございますけれども、今、基本構想に着手したことで、そのようなメリットはあったというふうに考えてございます。

以上でございます。

田原委員お願いします。

○田原委員

ありがとうございました。部長の説明もありがとうございました。ふかんして見ると、そういうふうな事情があるのはもちろん分かるのですが、私が聴いているのはこの中の話ですね。P a r k

ーPFIをやっていくということが市にとってメリットがあるという判断で今進めていく中で、メリットがあるのに民間事業から手が挙がらなかったとかね、いろんな心配をしているその気持ち悪さを解消してほしいという話なのですが、いかがでしょうか。

例えば、これが内間木の人からいろいろな要望があって、こういうのがあって、要は運営していきたいよねと。運営していきたいよねという中にPark-PFIの手法もあって、その方が市のメリットとしてはあるよというのであれば、すごく話が分かるのですが。手法が先に来て、それに対して民間でどういうふうなメリットがあるのかというような検討をこれからしていくというような段階なので、もし、そこまでいうのであれば、市のメリットというふうにおっしゃるのであれば、ある程度何か考えておかないといけないのではないかなということなのですが。ごめんなさい、何か的外れかもしれないですね。段々言っていて僕もよく分からなくなりました。

○須永会長

大塚課長、お願いします。

○事務局・大塚みどり公園課長

この答えでよろしいかどうか、ちょっとあれなのですが。

市のメリットとしましては、Park-PFI制度を使いますと、公募対象公園施設、便益施設ですね、例えば今、公園でスターバックスコーヒーですとかそういうものが建っているのですが、そういう公募対象公園施設は、民間の100%の事業費、民間の方が支出をして整備をしていただけるという。市側の方にはそういうメリットがございます。

併せて、公募対象公園施設と一緒に整備します特定公園施設といって、広場ですとかその施設の周りの園路、そういうものも10%以上の負担で事業者の方が整備をしていただけることとなりますので、市は最大で90%の支出で済むというメリットが市側にはございます。

以上です。

○須永会長

田原委員、お願いします。

○田原委員

失礼しました。最後にいたします。

だから、要はこの土地で収益性のある事業をできるかどうか、民間事業者の方にいろんな計画を決まった後にどうぞというふうに土台を出して、じゃあこういうことをやりたい、こういうことをやりたいというのが、今回のPark-PFIの考え方ということでよろしいですか。

何か随分前の話をしている気がするのですが、すいません。申し訳ない。

○事務局・大塚みどり公園課長

すみません。おっしゃるとおりでございます。

○須永会長

ありがとうございます。ほか、御意見ございますか。

大橋委員、お願いします。

○大橋委員

ちょっと教えていただきたいのですが、バイパスの方が段々延びてきて、大分できてきて、やっと朝霞市の方に来たと思うのですが、その延びてきた隣の市とかその向こうとかで、こういう制度とかを使ってやったとかいう事例はないのでしょうか。若しくは、この制度じゃなくても、公共施設で何か今建設中とか計画中とかいうものというのは。

○須永会長

宇野審議監、お願いします。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

国道254号バイパスの沿道というところではないのですが、志木市役所の前のいろは親水公園、あそこは確かPark-PFI制度を活用して。その他、公園を新たに再整備や拡張整備する場合には、一定の規模が当然必要ですが、あと、交通のアクセス性だとか当然必要なのですが、ほとんど全国的に、このPark-PFI制度を活用するというのが、やはり、どの自治体も自主財源が厳しい中で、民間の創意工夫を取り入れながら財源の方の支出を減らせるという考えの下、やはり、一定程度このPark-PFI制度というのは、必ず検討のそじょうには乗ってくるというような形で考えております。

事例の方も多数ございますので、次回の審議会のときに、そのような事例等も資料の方でお渡しできればというふうに考えております。

○大橋委員

そうですね。今の志木市役所前とか、知っているところがこういうのを使ったという事例があると非常に具体的というか、現実味が出てくるのかなと思いましたので質問させていただきました。

ありがとうございます。

○須永会長

ありがとうございます。

ほか、ございますでしょうか。

大丈夫ですか。

では、以上で「報告事項第2号 内間木公園拡張整備等基本構想(案)について」は終了いたし

ます。

◎4 その他 報告事項第3号 公園整備事業について

○須永会長

続きまして、「報告事項第3号 公園整備事業について」の説明をお願いいたします。

高橋係長、お願いします。

○事務局・高橋みどり公園課みどり公園係長

それでは、「報告事項第3号 公園整備事業について」、御説明させていただきます。

現在、市では末永く皆さんに親しまれる公園としまして、「(仮称) 宮戸二丁目公園」及び根岸台五丁目地内の「まぼりひがし公園」「まぼりみなみ公園」の整備事業を進めております。

昨年度、令和4年度に、宮戸市民センター、東朝霞公民館におきまして、住民の方を対象に、こちらの3公園の整備イメージにつきまして住民説明会を開催しております。

住民説明会やアンケートなどで頂いた意見などから作成したイメージ図面で、今年度、令和5年度に「公園の未来プランを考えよう!」「公園の育て方・ルールを考えよう!」をそれぞれテーマとしまして、2回のワークショップを開催いたしました。ワークショップで頂きました意見や小学校へのアンケート、障害者福祉施設へのヒアリング等を踏まえまして、この度、パイロットプランを作成いたしましたので御報告いたします。

なお、3公園の共通テーマといたしまして、「平常時には憩いと涼感 非常時に強さを発揮する公園」「遊び場や軽運動などの動的なエリアと休息のエリアをゆるやかに分けた誰もが楽しめる公園」「四季折々に楽しむことのできる草木や蝶やバッタなどの生き物にふれあえる公園」として作成しております。

それでは、資料の1を御覧ください。

(仮称) 宮戸二丁目公園のパイロットプランでございます。

まず、概要を説明させていただきます。

整備に当たりまして、テーマとしましては、先ほど言った3公園の共通のほかに、「四季を楽しむ桜の広場」「起伏のある多様な遊び空間」「地域の水循環と連動する雨庭」「公園と一体となった快適なバス待ち空間」「歩道の整備」として、業務を進めてまいりました。

パイロットプラン、図面上の上側の道路、こちらが市道2002号線となっております。右側に行くと宝蔵寺、左側に行きますと、たちばな幼稚園方面となっております。この市道2002号線の公園側の歩道でございますが、公園と一体となる形で公園内に整備する設計で、通行者が安全に歩ける歩道空間を園内に設置する予定でございます。

また、近接道路からの公園の出入口ですが、現在、警察と協議中ではございますが、2002号線の真ん中側に横断歩道や押しボタン信号の設置の要望、こちらをしております。また、南エントランスへつなげる予定で設計しております。次に、右側端に東入口、左側端に西入口、南西入口、下側に南東入口の5か所、公園への出入口を設置する予定となっております。

また、現在、既存のバス停留所がございますが、公園と一体となるような配置としております。

次に、遊具等の公園施設でございますが、複合のインクルーシブ遊具やバケット型のブランコ、回転遊具、パーゴラの下に砂場を設置するほか、ボール遊びコート、大人向けの健康遊具、走り回れる原っぱなどを設置する予定としております。

また、トイレを設置予定となっております、公園周囲から20m程度離れるようにしており、防犯面やトイレの利用のしやすさ、広場等のほかの施設配置とのバランスを踏まえ、配置させていただきました。

また、植栽関係ですが、クマノザクラを植栽いたします。ほかの樹種につきましても、公園管理を踏まえた樹種や植栽の位置に配置する予定でございます。

また、防災面でございますが、マンホールトイレや防災時に利用できる井戸の設置、防災倉庫のスペース、かまどベンチを設置するなど、防災機能を持たせた公園とする予定でございます。

続きまして、資料2を御覧ください。

左側が「まぼりみなみ公園」、右側が「まぼりひがし公園」のパイロットプランでございます。

最初に、「まぼりみなみ公園」のパイロットプランから説明させていただきます。

まず、公園出入口を左側の西エントランス、上側の北エントランス、右側の東エントランスの3か所の出入口を配置しております。次に、遊具等の公園施設ですが、まぼりみなみ公園につきましては、整備テーマとしまして、「静かな憩いのガーデン広場、のびのびと遊べる広場の多様な利用」「静と動のゾーン配置」をテーマ設定としていることから、公園遊具や広い原っぱ、砂場、子供が原っぱで遊んでいるのを見守りできるパーゴラを配置予定でございます。防災面につきましては、井戸や防災倉庫スペースを配置する予定でございます。

続きまして右側、「まぼりひがし公園」でございますが、公園出入口はこちらも3か所ですね、西側、北側、東側の3か所配置しております。

次に、遊具等の公園施設でございますが、こちらの整備テーマとしまして、まず「誰もが楽しめる多様な遊び空間」「子どもの遊び場、トレーニングエリアや休憩エリアなど多様な利用を受け止める公園」「雨水を浸透させる雨庭」「シンボルツリーを活かした広場景観づくり」をテーマ設定しております。

施設としましては、ボール遊びコートやインクルーシブ遊具、砂場などを配置しております。

また、防災面につきましては、マンホールトイレや防災時に利用できる井戸の設置、防災倉庫スペース、かまどベンチを設置するなど、防災機能を持たせた公園とする予定でございます。

今後のスケジュールでございますが、今年度中に予算や法令との整合を図りながら、工事に向けた実施設計の方を進めてまいります。実施設計後は、令和6年度に宮戸二丁目公園、まぼりひがし公園の整備工事で、令和7年度に開園予定となっております。まぼりみなみ公園につきましては、令和7年度に整備工事、令和8年度に開園予定となっております。

説明は、以上でございます。

○須永会長

御説明ありがとうございました。

ただいま事務局から御報告がございましたが、本件につきまして聴いておきたいことなどございましたら、委員の皆様からお願いできればと思います。いかがでしょうか。

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

まず、パイロットプランという表現が使われたのは、ほとんど初めてなのでね、下に基本設計、実施設計とありますけれども、その関連でいうと、どういう意味でこういう表現を使ったのかを教えてください、それぞれの面積をどこかに記載されているのかな、教えていただきたいと。

○須永会長

大塚課長、お願いします。

○事務局・大塚みどり公園課長

こちらのパイロットプランという表現、余りこれまで使ってきてはいないのですが、今回、住民説明会や、今年度2回のワークショップを開催しまして、様々な立場の市民の方たちの御意見を頂きまして、基本設計を策定してまいったのですが、そちらの方のアイデアが詰まったものということで、皆さんに御意見を頂きましたものを完成したということで、パイロットプランという言葉を使わせていただいた経緯がございます。

各公園の面積ですが、宮戸二丁目公園が、約3,600平方メートル、まぼりひがし公園が、約2,200平方メートルで、まぼりみなみ公園が、約1,300平方メートルになります。

以上です。

○須永会長

田辺委員。

○田辺委員

基本設計ということなのか、パイロットプランが、基本設計の部分ができたとはいえないの

か、それともそれとは別のものなのか、そこをちょっと確認したいです。

○須永会長

大塚課長、お願いします。

○事務局・大塚みどり公園課長

基本設計をまとめた、公園なんかですとよく鳥かん図とかあると思うのですが、そういう位置付けのもので、基本設計をまとめたイメージがしやすい図面ということで作成をしております。

以上です。

○須永会長

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

これ自体はまだ、市民参加で説明会をされて、これができましたということで公開されて、この地域の皆さんには伝わっていない段階と。これは、どこかで説明会をまた行うのか、そこら辺の今後の対応として、ほかにもいろいろな要望なり、例えばフェンスなどはどういう対応をとるのかとか、例えば道路がこの2002号線はかなり車の往来が多くなっているの、その危険性もあるのと、それから南東入口の側は段差がかなり大きいですがけれども、そちらの側は、歩道は全く後退するとかしないとかいうことはなしに、車道はそのままいくと。そこら辺に関してはどういう対応をされるのかね。

○須永会長

大塚課長、お願いします。

○事務局・大塚みどり公園課長

まず、パイロットプランの公表の関係ですが、こちら現在、市のホームページに掲載されておりました、市の広報でも御案内はさせていただいております。

それ以外に、近隣の住民の方にポスティング、宮戸二丁目に関しましては、ポスティングしてほしいという御意見が説明会の中でありましたので、近隣住民の方にポスティングの方はさせていただいております。

今後、現地にも掲載をして、皆さんに知っていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○須永会長

宇野審議監、お願いします。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

宮戸の2002号線につきましては、歩道を園内の北側の方にですね、拡幅いたしました。南側

については、道路の拡幅というのはございませんので、歩道整備については、現在のところ予定しておりません。

ワークショップ、学校からのアンケートとか市民から頂いた意見については、それに対して、市はこういう考えでこういう対応をしましたというのは、全てホームページの方に載せております。そういったものを公表した上で、このパイロットプランが出来上がっているということで御理解いただければと思います。

○須永会長

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

例えば「ボール遊びコート」というのは、いいのですが、あの敷地でこれだとかなり狭いのではないのかなというイメージですけども、それにかかなり高いフェンスをこの周りに巡らせることになるのかなというふうに思いますけれども。全体で何か、ボールがほかに行かないようにするとか、この原っぱは、ボールは駄目ということなのかそういうことも含めて、フェンスなどはどうするかとかね。

○須永会長

大塚課長、お願いします。

○事務局・大塚みどり公園課長

まず、公園の整備に当たりまして、近隣の小学校にアンケートをとりまして、その中で公園でボール遊びをしたいという御意見が多かったというところと、実際にワークショップですとか住民説明会の中でも、ボール遊びを公園でさせてあげたいという方が結構いらっしゃいましたので、今回、宮戸で3,600平方メートルということでそんなに広くはないのですが、ボール遊びの可能性、ボール遊びができるかどうかの可能性というのを検討しました。

説明会の中で、実際にこの公園の模型を作りまして、その中にこの「ボール遊びコート」、実際に網が掛かった大きさのものを置きまして、どうですかという形で御意見を頂きまして、場所も含めて検討してこの形でというところで、今回パイロットプランが出来上がった経緯になります。

以上です。

○須永会長

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

三原公園があって、三原公園のボール遊び場がありますけれども、その遊び場と比較して大きいのか小さいのか、ちょっと教えてください。

○須永会長

大塚課長、お願いします。

○事務局・大塚みどり公園課長

実際にですね、「ボール遊びコート」だけではなくて、野球のグラウンドですとかテニスコートというものを模型で作りまして、縮尺を合わせて作りまして、この中で検討して、やはりこれぐらいの規模のものが。多少、ボール遊びをするには狭いという意見もあるかもしれないのですが、いろいろな遊びができるスペースとして活用できるのではないかとこのところでございます。

また、宮戸二丁目公園につきましては、真ん中に原っぱというスペースがありますので、こちらでは、今既存の公園でもそうですけれども、親御さんが小さなお子さんと遊ぶ柔らかいゴム遊び、そこまで本市の公園では禁止しておりませんので、そういう遊びは可能というふうになっております。

以上です。

○須永会長

田辺委員お願いします。

○田辺委員

三原公園の場合は、時間制限で朝と夕方に閉めに来る、開けて閉めるということをやっていますけれども、これだと、この場所だけはそれをするということなのか、公園全体でどこかそういった制限を設けるのか、開いたままにするのか、そこら辺に関しての何か。これは、ほかのまぼりもそうですけれども。

○須永会長

大塚課長、お願いします。

○事務局・大塚みどり公園課長

今回、宮戸二丁目公園、まぼりみなみ公園、まぼりひがし公園につきましては、住民の方を交えた形でこのパイロットプランを作成してきましたので、令和6年度ですね、この「ボール遊びコート」の取扱いについてルールを決めるような、どういう形で使っていくかというところを皆さんで話し合ってもらいたいようなワークショップを行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○田辺委員

今の時点で閉めるとか、そういうことは全く考えていない。

○事務局・大塚みどり公園課長

御意見の中でも夜間利用はちょっと困りますとかそういう方、近隣のお住まいの方がいらっしゃ

いますので、何時に閉めるとか何時まで使えるとか、そういうところも話し合いの場で決めていきたいというふうに考えております。

いずれにしても、市内の公園のボール遊びにつきましては、近隣にお住まいの方の御理解と利用者の理解、あとマナーというんですかね、そこの合意というのが非常に必要だというふうに考えておりますので、まずこの3公園、ボール遊びができるのは2公園ですね、2公園につきまして、そういう形で近隣の方たちとの話し合い、また、利用者の方たちの話し合いを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○須永会長

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

最後に、この「ボール遊びコート」の側というのは、隣が地権者がいらっしゃる所ですけども、その点に関しては何か配慮されて、もう合意が取れているということでもいいですか。

○須永会長

大塚課長、お願いします。

○事務局・大塚みどり公園課長

こちらにつきましては、このパイロットプランが出来上がった段階で隣地の地権者の方にもお話を伺いまして、隣地の方からは、ネットの網目は余り細かくしない方がいいよとか、そういう助言を頂いたところもありますので、場所と「ボール遊びコート」については、御理解はいただいている認識でおります。

以上です。

○須永会長

ほかに御意見、御質問等はございますでしょうか。

よろしいですか。

では、以上をもちまして「報告事項第3号 公園整備事業について」を終了いたします。

◎5 閉会

○須永会長

次第に基づきますと本日の内容は以上となりますが、事務局の方から連絡事項等はございますでしょうか。

濱野係長、お願いします。

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

次回の都市計画審議会につきましては、来年1月末から2月中の開催を予定しておりますので、また、日時が決まりましたら御連絡させていただきたいと思っております。

また、今後、本日も皆様のお手元にごございます会議の資料について、印刷物をこれまで送付する形で情報提供させていただいてきました。今後はできれば、メールなどの媒体を使わせていただいて、データで送付させていただきたいと考えてございます。

もちろん従来どおり資料の方を送付してほしいという方がいらっしゃれば従来どおりの対応をさせていただきたいのですが、基本的には、メール等での情報提供とさせていただきたいと思っております。こちらの意向に関しましては、今後、メールまたは電話等でお問い合わせさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○須永会長

ありがとうございます。

今の御紹介については、臨時委員の皆様についても同様の扱いで、皆様の御意向を是非お伺いしてください。よろしくお願いたします。

もちろん、委員の皆様の御意向というかお好みに沿ってということかと思っておりますので、是非御意向を、どちらでいきたいというのをお伝えいただければと思っております。

ほかにございませんようでしたら、本日の議事は全て済みしましたので、以後の進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いたします。

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

それでは、以上をもちまして、令和5年度第3回朝霞市都市計画審議会を閉会いたします。

議事進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。